

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公開番号】特開2009-5410(P2009-5410A)

【公開日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-243731(P2008-243731)

【国際特許分類】

H 04 L 29/10 (2006.01)

【F I】

H 04 L 13/00 309 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月23日(2010.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホスト装置とネットワークとの間でデータ転送を行う第1のインターフェース回路と、  
前記ホスト装置および前記ネットワークの少なくとも一方とメモリ装置との間でデータ  
転送を行う第2のインターフェース回路と、  
を含み、

前記モデルが、イーサーネット（登録商標）通信リンクおよびユニバーサル・シリアル  
・バス（ＵＳＢ）の少なくとも一方を介して前記ホスト装置による前記メモリ装置へのア  
クセスを可能にする、前記モデル。

【請求項2】

前記ネットワークは、デジタル・ケーブル・ネットワークおよびデジタル加入者線（D S  
L）ネットワークの一方を含む、請求項1記載のモデル。

【請求項3】

デフォルトのデータ転送条件に応じて、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび  
前記ホスト装置の少なくとも一方と、前記メモリ装置との間でデータが転送される、請求  
項1記載のモデル。

【請求項4】

前記メモリ装置は、オーディオ・プレーヤと組み合わされており、デフォルトのデータ転  
送条件に応じて、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび前記ホスト装置の少  
なくとも一方から、前記メモリ装置にオーディオ・データが転送される、請求項1記載のモ  
デル。

【請求項5】

前記メモリ装置は、映像装置と組み合わされており、デフォルトのデータ転送条件に応じ  
て、前記メモリ装置から、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび前記ホスト装  
置の少なくとも一方に映像データが転送される、請求項1記載のモデル。

【請求項6】

前記第2のインターフェース回路は、コンパクト・フラッシュ・メモリ・カードを挿入する  
ことができる、請求項1記載のモデル。

【請求項7】

第1のタイプのデータ・バスを使用して前記メモリ装置と前記モデルとの間でデータを通

信し、第2のタイプのデータ・バスを使用して前記ホスト装置と前記モデムとの間でデータを通信する、請求項1記載のモデム。

【請求項8】

前記メモリ装置にはプログラムが記憶されており、前記第2のインターフェース回路は、前記プログラムを実行のために前記モデムに転送する、請求項1記載のモデム。

【請求項9】

前記メモリ装置に記憶された前記プログラムは圧縮されており、前記モデムは、前記プログラムを実行の前に解凍する、請求項8記載のモデム。

【請求項10】

ユニバーサル・シリアル・バス(USB)のハブとして動作して、USB通信経路を介して前記メモリ装置と前記ホスト装置との間でデータを転送する、請求項1記載のモデム。

【請求項11】

少なくとも初期動作プログラムを記憶したフラッシュ・メモリに接続される第1のデータ・バスと組み合わされており、ホスト・コンピューティング装置とネットワークとの間でデータを転送するモデムと、

前記第1のデータ・バスに接続され、且つ、物理的インターフェース・デバイスに接続されるインターフェース回路と、を含む装置であって、

前記物理的インターフェース・デバイスは、メモリ装置を受け入れるように構成されており、また、前記インターフェース回路は、前記第1のデータ・バスを使用して前記メモリ装置と前記モデムとの間でデータ転送を行うように構成されており、また、前記モデムは、前記ホスト装置および前記ネットワークの少なくとも一方と前記メモリ装置との間でデータを転送するように構成されており、

前記モデムが、イーサーネット(登録商標)通信リンクおよびユニバーサル・シリアル・バス(USB)の少なくとも一方を介して前記ホスト装置による前記メモリ装置へのアクセスを可能にする、前記装置。

【請求項12】

前記ネットワークは、デジタル・ケーブル・ネットワークおよびデジタル加入者線(DSL)ネットワークの一方を含む、請求項11記載の装置。

【請求項13】

デフォルトのデータ転送条件に応じて、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび前記ホスト装置の少なくとも一方と前記メモリ装置との間で、データが転送される、請求項11記載の装置。

【請求項14】

前記メモリ装置にはプログラムが記憶されており、前記インターフェース回路は、前記プログラムを実行のために前記モデムに転送する、請求項11記載の装置。

【請求項15】

ホスト装置とネットワークとの間でデータ転送を行う第1のインターフェース回路を含み、更に、前記ホスト装置および前記ネットワークの少なくとも一方とメモリ装置との間でデータ転送を行う第2のインターフェース回路を含むモデムに接続されるインターフェース装置に前記メモリ装置が挿入されたことを検知し、

デフォルトのデータ転送条件に応じて、前記ホスト装置および前記ネットワークの少なくとも一方と前記検知されたメモリ装置との間でデータ転送を行い、

前記モデムが、イーサーネット(登録商標)通信リンクおよびユニバーサル・シリアル・バス(USB)の少なくとも一方を介して前記ホスト装置による前記メモリ装置へのアクセスを可能にする、前記データ転送方法。

【請求項16】

前記データ転送は、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび前記ホスト装置の少なくとも一方から前記検知されたメモリ装置へのオーディオ・データの転送を含む、請求項15記載のデータ転送方法。

【請求項17】

前記データ転送は、前記検知されたメモリ装置から、前記ネットワークと通信するコンピュータおよび前記ホスト装置の少なくとも一方への映像データの転送を含む、請求項15記載のデータ転送方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

この発明の原理に従う通信装置の一形態は、ホスト装置と通信ネットワークとの間でデータ転送を行うように構成された第1のインターフェース回路と、上記ホスト装置と外部記憶装置との間でデータ転送を行うように構成された第2のインターフェース回路とを含み、また、第2のインターフェース回路は、これに接続された外部記憶装置のタイプを特定し、その外部記憶装置からデータを取り出して上記ホスト装置に供給するように構成されている。